

北杜市プレミアム付商品券事業実施要領

1. 目的

コロナ禍において物価高騰等に直面する市民及び市内事業者を支援するため、市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券を発行し、消費者の生活支援とともって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

北杜市

3. 購入対象者

令和4年8月1日時点で市の住民基本台帳に記録されており、9月1日現在も引き続き市内に住民票を有する者。

*生活保護世帯（世帯員全員）は除く。

4. 商品券の概要

(1) 発行総額 4億6千200万円
(商品券10,000円分×46,200冊)

(2) 商品券の内訳

○販売額

1冊10,000円分の商品券を5,000円で販売

○商品券の構成（1冊当たり）

全店共通券 500円券×8枚 4,000円分

地元券 500円券×12枚 6,000円分

※地元券は、大型店舗を除く登録店舗で使用可

大型店舗とは、事業者の本社等が北杜市に所在しない店舗等とする。

ただし、飲食店、宿泊・旅行、レジャー・体験・温泉、運輸業、みやげ品・農産物直売所の業種に属すると市長が認めた店舗については、地元券の使用を可とする。

○使用期間

令和4年10月1日（土）から令和4年12月31日（土）まで

(3) 商品券の使用対象とならないもの

①出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）

②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）

- ④土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑤商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和4年12月31日を超えるもの
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨その他、各取扱店舗及び北杜市が適当と認めないもの

（４）商品券取扱店舗

- 北杜市内に事業所・店舗等を有する事業者
- 上記に該当し、北杜市内の事業所・店舗等のみにおいて商品券の使用を制限できる者
但し、次の事業者を除く
- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③上記（３）商品券の使用対象とならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④北杜市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3もしくは第198条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

※本事業の経済効果測定のため、取扱店舗に対しアンケート調査を実施する場合がある

5. 購入方法

(1) 販売期間

令和4年9月26日(月)から令和4年10月31日(月)まで
上記期間で購入できなかった場合、令和4年11月1日(火)から
令和4年12月28日(水)の間、商工・食農課窓口でのみ販売する
(平日9時から16時まで)

(2) 商品券販売場所

○市内郵便局(21局) 平日9時～17時

- | | | |
|------------|---------|---------|
| ・明野ひまわり郵便局 | ・須玉郵便局 | ・津金郵便局 |
| ・多麻郵便局 | ・増富郵便局 | ・穂足郵便局 |
| ・江草郵便局 | ・安都那郵便局 | ・清里郵便局 |
| ・熱見郵便局 | ・日野春郵便局 | ・秋田郵便局 |
| ・長坂郵便局 | ・小泉郵便局 | ・大泉郵便局 |
| ・篠尾郵便局 | ・小淵沢郵便局 | ・台ヶ原郵便局 |
| ・鳳来郵便局 | ・駒城郵便局 | ・武川郵便局 |

※簡易郵便局及び北杜郵便局を除く

○道の駅・直売所等(6施設) 販売時間は各施設によって異なる

- ・道の駅南きよさと ・道の駅はくしゅう ・あけの農さん物直売所
・おいしい市場 ・武川町農産物直売センター ・スパティオ小淵沢

(3) 商品券購入上限

市民1人1冊の購入を上限とする。

(4) 商品券購入方法

市から全世帯主に世帯員分の購入券を送付する。

送付された購入券を商品券販売場所に提示し、商品券を購入する。

市では、購入された方の確認を行うため、提示された購入券を回収する。

代理人購入も可能とし、その場合は、購入引換券の代理人氏名記入欄に委任される者の氏名を記入する。

本人が窓口で購入される場合であっても、代理人が購入される場合であっても、本人確認書類の提示は求めないものとする。

購入券を紛失した場合、原則、再発行は行わない。
商品券の購入に当たり、領収書の発行は行わないものとする。

※商品券取扱店舗募集及び店舗の責務、事業者の換金方法等は、別途「取扱店舗募集要項」に記載する。